

## 【判例研究】

裁判所の文書提出命令に従わず「航空事故調査報告書」を証拠として提出しなかった場合と民訴法 316 条の適用—— 東京高裁昭和54年10月18日判決・判タ 397 号52頁

矢 吹 徹 雄

**【事実】** 訴外Aは般空自衛隊のパイロットであったが、昭和38年4月10日F 104 J戦闘機に塔乗し、訴外Bの編隊長としての動作に対する教育指導をしていたが、突然、訓練を中止し、千歳飛行場に向け飛行中、滑走路の南端から約 350メートルの地点で失速状態で尾部から接地し、その際の衝撃で訴外Aは死亡した。そこで訴外Aの相続人である原告Xらは、昭和51年3月6日、国に対し、本件事故は公の营造物の設置保存の瑕疵によるものかあるいは公権力の行使にあたる公務員の職務上の過失によるものであるとして国家賠償法に基づき損害賠償請求訴訟を提起した。これに対し、被告国は、原告Xらは本件事故を事故当日新聞で知り、また本件飛行機が国の所有物であることは事故以前から知っていたから本件損害賠償請求権は時効により消滅したと主張し、第一審の東京地方裁判所は被告国の主張を認め原告Xらの請求を棄却した。Xらは控訴し、控訴審において、本件事故が本件飛行機の整備不完全のため惹起された事実を立証するため必要があるとして、本件事故について航空事故調査委員会が作成し防衛庁航空幕僚監部が保管する「航空事故調査報告書」の提出を求めて文書提出命令の申立をなし、この申立は、昭和54年4月5日をなされた決定で認められた<sup>(1)</sup>。しかし、国は裁判所の命令に従わず、文書が提出されないまま結審になった。

**【判決理由】** 「当審においてXらは、右主張事実中本件事故が本件事故機の整備不完全のため惹起された事実を立証するため必要があると

して、本件事故について航空事故調査委員会が作成し防衛庁航空幕僚監部が保管する「般空事故調査報告書」の提出を被控訴人に命ずることの申立をなしたので、当裁判所は、本件争点の特殊性を考え、右調査報告書が民事訴訟法312条3号にいう挙証者の利益のために作成され、挙証者と文書の所持者との間の法律関係につき作成されたものに該当し、本件訴訟に必要な証拠方法となるものと判断し、かつ、これが本件訴訟資料に供されることによって般空自衛隊における今後の事故防止対策のための有力な調査方法を放棄せざるをえなくなるとの被控訴人の主張を認めず、この主張を前提として右調査報告書の提出により重大な国家的利益が失われるとの被控訴人の意見をしりぞけて、昭和54年4月5日右調査報告書の提出を被控訴人に命じた。同提出命令は同年4月7日被控訴人に送達告知されしが、被控訴人は、その提出を命じられた期限である次回口頭弁論期日までに当裁判所に右文書を提出することなく、同年9月6日午前11時の当審最終口頭弁論期日に至ってもこれを提出しないから、当裁判所は、民事訴訟法316条により、右調査報告書をもってXらが立証しようとする事実、すなわち本件事故が本件事故機の整備不完全のため惹起された事実を真実と認めることとする』（原判決取消、請求一部認容）

**【研究】** 1. 訴訟において文書提出命令の申立が増えてきたが、多くの場合、文書提出命令申立の可否の決定前に任意に文書が提出されている。また、文書提出命令があれば、これに応ずるのが通常であり、本件のように文書提出命令に従わなかったことによる制裁が問題となるのは希有なことである。したがって、学説ももつばら文書提出命令の要件について論じ、文書提出命令に従わなかった場合の制裁については充分論じられていなかった。しかし、文表提出命令の効果についても検討しなければ不十分である。本判決は、後述するとおり、文書提出命令に従わなかった場合の効果について通説と異なる見解を示している。

2. 文書提出命令違反の効果について検討する前に、本件裁判所が「航空事故調査報告書」について文書提出命令をなしたことにに関して検討しておく。自衛隊機の墮落事故による国家賠償請求事件で事故調査報告書の提出命令が争われた事件は、本件以前に三件判例集に搭載されている。

## 民訴法316条の適用

そのうち、東京地裁昭和53年4月28日決定（判タ374号135頁）は民訴法312条3号前段及び後段に該当しないとして文書提出命令の申立を却下したが、東京高裁昭和50年8月7日決定（判時796号58頁）及び東京高裁昭和53年11月21日決定（判時914号59頁、前掲東京地裁決定に対する抗告審）は、民訴法312条3号後段の「法律関係文書」に該当するとして文書提出命令の申立を認容している。本裁判所は民訴法312条3号前段及び後段に該当するとした点で新しい判断と言えるが、本件のような訴訟で事故調査報告書が民訴法312条3号後段の文書に該当するとするのが確立した実務の傾向であると言える。従前は、民訴法312条3号後段の文書として、申込書、契約書、通帳、判取帳、<sup>(2)</sup>両当事者間の訴訟の判決正本などが考えられていたが、<sup>(3)</sup>行政訴訟や本件のような不法行為訴訟において、相手方が法令通達などにより作成した議事録、調査報告書などいわゆる「記録文書」にまで拡大されるようになった。<sup>(4)</sup>そうして、行政訴訟や不法行為訴訟では、そのような記録文書が要件事実の立証に決定的な役割を果たすことを考えると、裁判における真実の発見と当事者の武器対等から、少なくとも、本件事故調査報告書のように、相手方の支配する領域内のことに関し、相手方が訴訟と関係なく法令通達などにもとづき作成した文書で、申立人が、それに代替する証拠を入手し得ないか、費用、知識、技術などの理由により事実上入手不可能あるいは入手困難なものに関しては、「法律関係文書」概念を拡大することは正当である。

なお、イギリス及びアメリカ合衆国では、本件のような文書については国防上の「国家的機密」として文書提出を拒絶する特権が主張されるが、<sup>(5)</sup>本件では、本件文書を提出することにより、今後の事故防止対策のための有力な調査方法を放棄せざる得なくなると主張されただけであり、このような主張は民訴281条との関連からも文書提出を拒む理由にはならないと考えられる。

3. 次に文書提出命令違反の効果について検討する。文書提出命令違反の効果については、民訴法316条ないし318条が規定しているが、本件で問題となったのは、民訴法316条である。通説は、当事者が文書提出命令に違反した場合、文書提出命令を債務名義として強制執行をすることは許されず、<sup>(6)</sup>民訴法316条により裁判所が「文書に関する相手方の

主張」を真実と認めることができるだけであるとする。そうして、通説は、「文書に関する相手方の主張」とは、「その文書によって立証しようとする事実ではなく、文書の性質、内容についての主張である」としている。他方、判例も、最高裁昭和31年9月28日判決(裁判集民事23巻282頁)が通説と同じ立場をとり、東京高裁昭和40年6月8日判決(判タ180号140頁)も「その文書がA振出にかかる額面10万円の約束手形であることを裁判所が認めることができるというにとどまる。それ以上その文書によって立証しようとするその他の事実まで真実と認めることができるわけではない」と判示し通説と同じ見解を採用している。これに対し、本判決は「右調査報告書をもって控訴人(X)らが立証しようとする事実、すなわち本件事故が本件事故機の整備不完全のため惹起された事実を真実と認めることとする」と判示し、通説と異なり「文書に関する相手方の主張」を文書により立証しようとする事実それ自体であると解釈している。そうして、本判決のような解釈は、東京高裁昭和47年5月22日決定(判時668号19頁)にもみられる。この決定は、「右事実に関する主張がすなわち民訴法316条にいう文書に関する主張である」と判示し、事実に関する主張が証すべき事実であるとしている。

4. ところで、民訴法313条の文書提出命令申立の方式によると、申立には「文書の表示」と「文書の趣旨」を記載する必要がある、「文書の趣旨」とは、通説によると、「文書にどんなことが記載されているかの概要である。日記帳、財産目録などは、文書表示からその趣旨も当然明らかな文書であるから、特に文書の表示のほかにその趣旨を記載する必要はないが、契約書など、内容まで記載しないと特定し難い場合には、どんな文書であるかが判る程度にその趣旨を記載しなければならない<sup>(8)</sup>」とされる。そうして、「文書の趣旨」は「文書の表示」を補なって、「証すべき事実」と相まって民訴法316条適用の際の「文書に関する相手方の主張」を判断し認定する資料になるとする。しかし、財産目録というのと同程度の「文書の趣旨」であれば、「文書の趣旨」から文書の記載内容等を判断認定することはできない。結局、文書の記載内容等の判断認定には「証すべき事実」の記載が中心となる。そうすると、通説と本判決の立場の差は、民訴法316条により「証すべき事実」及び「文書の趣旨」記載のような事実が文書に記載されていたと認定するか、「証す

べき事実」それ自体を事実として認定するかということになる。このように考えると当該文書が契約書のような処分証書であるときは両者に差がないことになる。則ち、真正に成立した売買契約書の存在を認定した以上、売買契約の成立は当然認められるからである。ところが、報告証書の場合には大きな差がでてくる。なぜなら、本件で、般空事故調査報告書に、本件事故が本件飛行機の整備不完全のため惹起された旨記載されていることを認めても、そのことが、ただちに、実際に本件飛行機の整備が不完全であったこと及びそのため本件事故が発生したことを意味しないからである。

それでは、通説の立場と本判決の立場のいずれを支持すべきであれうか。いずれの結論を支持するかは、文書提出命令に違反した者にどのような制裁を課するのが妥当かという観点から決せられる。通説の立場は、文書の内容が申立人主張のとおりの場合、すなわち提出を命ぜられた者に不利な場合、提出命令に違反した者を提出命令に従った者と同じ立場におき、文書の内容が申立人の主張と異なり提出を命ぜられた者に不利益でない場合、提出命令に違反した者を提出命令に従った者より不利な立場に置く。本判決の立場は、いずれの場合も文書提出命令に違反した者を提出命令に従った者より不利な立場に置くことになる。文書提出命令が司法権の適切な行使という要請に基づき、実効性をもつことが望ましいことを考えれば、提出命令に違反した者を提出命令に従った者より不利な立場に置くことが必要であると言える。従って、この観点から一応本判決の立場を支持しうる。

そこで次に、本判決のような立場をとることが文書提出命令に対する違反の制裁として大きすぎないかを検討する。本判決の立場からも真実とみなされるのは「証すべき事実」に限られ、これによりただちに請求が認容されたり棄却されたりするものでないこと、文書提出を命ぜられた者が当該命令に従うか否か判断するに際し、「証すべき事実」の記載から不利益を受ける範囲が明らかとなっていること、文書提出命令に対する違反があると常に「証すべき事実」が真実とみなされるのではなく、裁判所は他の証拠との関係で「証すべき事実」を真実とみなすことが不合理な場合は真実とみなさないこともできることを考えると、本判決のように考えても文書提出命令に違反した場合に対する制裁としては大き

過ぎないと言える。すなわち、本件に即して言うと、国は文書提出命令に従わないことにより「本件事故が本件事故機の整備不完全のため惹起されたこと」が真実とみなされることが予測でき、右事実が真実とみなされても、本件では国家賠償法1条1項が問題となっているので、整備点検及びその指揮監督に過失がなかったことを立証して責任をまのがれる余地があったのである。また、裁判所も他の証拠との関係で「証すべき事実」を真実とみなさないこともできた。

5. 最後に、本判決のように文書提出命令違反の効果として「証すべき事実」を真実とみなすなら「証すべき事実」は「本件事故が本件事故機の整備不完全のため惹起されたこと」というような抽象的なものでは不十分であり、具体的な事実が指摘されなければならないという批判が考えられる。しかし、本件のように相手方支配領域内で生じた専門技術的分野における事実関係が問題となる場合は、申立人に具体的事実を示させることは不可能を強いることになり、他方相手方は具体的な事実を解明しうる立場にあるのだから、本件のようにある程度抽象的なものであっても、民訴法313条4号の「証すべき事実」の摘示として充分であると言える<sup>(12)</sup>。そうして、前述のように、民訴法312条3号後段の「法律関係文書」の概念を拡張し、民訴法313条4号の「証すべき事実」の摘示をある程度抽象的なものでよいと考えたうえで、民訴法316条により文書提出命令の違反の効果として「証すべき事実」を真実とみとめることは、実質的には、立証責任の転換をはかったと同じことになるが、本件のように、相手方支配領域内で生じた専門技術分野における事実関係が問題となる不法行為訴訟にあっては、本判決の立場に賛成できる<sup>(13)</sup>。

## 註

- (1) 判タ392号84頁
- (2) 判取帳につき、大審院昭和7年10月24日判決・民集11卷1912頁。
- (3) 兼子一・條解民事訴訟法Ⅲ 120頁（昭和29年弘文堂）、菊井維大＝村松俊夫・民事訴訟法Ⅱ 379頁（昭和39年）など。
- (4) 例えば、東京地裁昭和43年9月27日決定（判タ226号223頁）東京高裁昭和44年10月15日決定（行政集20卷10号1254頁）高松高裁昭和50年7月17日決定（行政集26卷7～8号893頁）は行政事件に関連し、議事録の提出を命じている。
- (5) *Duncan v. Cammell, Laird & Co. Ltd.*, [1942] A. C. 624, *United States v. Reynolds*, 345 U. S. 1 (1953), 高林克巳・「行政訴訟における文書提出命令」一橋論叢65巻1頁以下、特に16頁以下。

## 民訴法316条の適用

- (6) 兼子・前掲 124 頁，菊井＝村松 316 頁など。通説が強制執行できない理由としてあげるところは，文書提出命令は即時抗告しかできないところ，民訴法 559 条 1 号（民事執行法 22 条）が即時抗告によらなければ不服申立をできない裁判を債務名義として規定していないという形式的なものである。なお民事訴訟法改正調査委員会速記録によると起草者は債務名義になると考えていた。
- (7) 兼子・前掲 124 頁，菊井＝村松前掲 386 頁など。
- (8) 菊井＝村松・前掲 380 頁
- (9) 兼子・前掲 121 頁
- (10) 菊井＝村松・前掲 380 頁
- (11) 東京高裁昭和 47 年 5 月 22 日決定（判時 668 号 19 頁）参照。
- (12) 竹下守夫・判タ 411 号 267 頁参照。
- (13) 本件の判例解説としては竹下守夫・前掲がある。

CASE COMMENTS

The Law of Conscientious Objectors in West  
Germany, Which Was Held Unconstitutional by BVerfG

Norikatsu SASAGAWA

The Meaning of the Japanese Civil Code Art. 1041

Tsunéo ISHIKAWA

The Application of the Japanese Civil Procedure  
Code Art. 316

Tetsuo YABUKI